

## 2. 草刈り業務に係る燃料費等給付制度について

地区又は自治会等で、市が所管する市道や河川の除草作業を行っていただいた場合に給付します。両方の草刈り作業を実施される場合は、市道分と河川分を別々に申請してください

### 燃料費算定方法

草刈燃料費等給付額 = 基本額 + 作業延長加算  
+ 草刈り機の替え刃の費用加算 + 熱中症対策加算

#### 1. 基本額 6,000円/地区・回

基本額の算定方法

- ・1自治会等当りを1地区として算定する
- ・自治会等内のすべての草刈り箇所をまとめて1回とする
- ・道路と河川等は別に計上する
- ・基本額の加算については、1地区当り年間3回を上限とする

#### 2. 作業延長加算

種別	金額	備考
道路・河川等	1.5円/m	加算額の上限は10,000円とする

#### 3. 刈払い機の替え刃の費用加算

種別	金額	備考
替え刃の費用	1.0円/m	加算額の上限はなし

#### 4. 熱中症対策費用加算

種別	金額	備考
お茶代等	100円/人・日	加算額の上限はなし

※自治会等から依頼があった場合は、安全対策に係るポストコーンや看板等の貸し出しについて協議する。(期間・数・種類など)

※自治会等に委託する場合は、原則として消費税は算定しない。

※実施報告書を提出する際は、お茶代等の算出のため、該当する箇所の草刈作業に従事した人数を報告してください。

## 3. 草刈り業務委託制度について

従前より市が業者に委託して除草作業を行っている路線(2車線の幹線道路及び集落間を結ぶ主要道路であり、市が除草が必要と判断した区間)について、地区等からの申し出を受けて、作業を委託します。委託面積は500㎡以上とします。

### 契約額算定方法

#### ○河川における草刈り業務に係る契約額の算定

実施面積	算定式	端数処理
500㎡(最低)	普通作業員単価×1.16	100円未満切捨て
面積増(10㎡毎に上乘せ)	普通作業員単価×1.16 ×10/500×0.75	10円未満切捨て

#### ○道路における草刈り業務に係る契約額の算定

実施面積	算定式	端数処理
500㎡(最低)	普通作業員単価×1.37	100円未満切捨て
面積増(10㎡毎に上乘せ)	普通作業員単価×1.37 ×10/500×0.8	10円未満切捨て